平成２３年（フ）第２２２号
佐賀県佐賀市久保泉町大字川久保3924番地２
債務者　尾形　俊幸
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１３５号
宮城県大崎市古川北稲葉１丁目４番18号
債務者　加藤二美枝（旧姓眉見）
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第１４８号
群馬県太田市矢場新町143番地　矢場県営住宅Ａ－７号
債務者　梅津　雅彦
1　決定年月日時　平成23年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第１９３号
群馬県邑楽郡大泉町大字寄木戸1284番地の７コーポラス中本Ⅰ―101号
債務者　星野　照江
1　決定年月日時　平成23年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第１９９号
群馬県館林市苗木町2691番地
債務者　工藤美佐子（旧姓栗原）
1　決定年月日時　平成23年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第７２号
高知県土佐市高岡町乙3291番地４
債務者　関　小百合
1　決定年月日時　平成23年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４７７号
高知市瀬戸東町３丁目167番地
債務者　明神　敦代
1　決定年月日時　平成23年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４８２号
高知市大津乙1242番地１　第14つくもコーポ103号
債務者　鍋島　美鈴
1　決定年月日時　平成23年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３９号
北海道浦河郡浦河町堺町東１丁目20番７－６号
債務者　石川　幸代（旧姓大場）
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２３年（フ）第１０号
岩手県釜石市小川町２丁目１番１号
債務者　金子　辰哉
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２３年（フ）第６４１号
宮城県亘理郡亘理町字下茨田110番地５　県営住宅５－１－２
債務者　安住　朋夫
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第７７９号
仙台市青葉区滝道23番８号　グランデュール・ユカ202
債務者　澤村　　浩
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第８００号
仙台市太白区茂庭台４丁目26番１―202号
債務者　橋浦　治郎
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第８２９号
仙台市太白区大塒町３番10号　サンシャイン18Ｂ―606
債務者　佐久間良子
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第８３７号
宮城県名取市箱塚２丁目７番14―４号　市営住宅小豆島団地
債務者　板橋　孝治
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第８４０号
仙台市青葉区通町１丁目５番14号　シティハイム青葉１－１、従前の住所仙台市青葉区昭和町３番15―1028号
債務者　高橋眞知子
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３０７号
秋田県南秋田郡井川町浜井川字家ノ東78番地
債務者　八柳久美子（旧姓杉本）
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
秋田地方裁判所民事第２部